

大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規程

〔平成 19 年 8 月 28 日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員規程第 4 号

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員が保有する個人情報の保護に係る大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 21 号）の施行については、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 27 号）の例による。

附 則

この規程は、平成 19 年 8 月 28 日から施行する。